

議案第106号

青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について  
次のように指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月4日提出

山都町長 坂本 靖也

施設の名称	住所	指定管理者	
		名称及び 代表者	指定の期間
青葉の瀬交流促進施設	山都町緑川 3715番地1	青葉瀬管理組合 組合長 渡辺民雄	令和8年4月 1日から令和 13年3月3 1日まで

(提案理由)

山都町青葉の瀬交流促進施設条例(平成17年山都町条例第26号)  
第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

議案第106号資料

「青葉の瀬交流促進施設」指定管理候補者の選定結果について

1. 募集及び選定の経過

月 日	内 容	
10月1日	募集開始	
10月15日	指定管理施設現地説明会	参加者 1団体
10月24日	山都町指定管理候補者選定等に係る委員会（以下「委員会」という。）の設置及び委員の任命	募集要項説明、審査項目、配点等協議 (委員) ・熊本学園大学 ・(公社)熊本県観光連盟 ・(株)くまもとDMC ・南九州税理士会熊本県連合会 ・(一社)熊本県中小企業診断士協会 ・行政職員1名
10月27日 ～11月4日	申請書受付期間	応募者 2団体
11月20日	第2回委員会	審査会：プレゼンテーション、ヒアリング等の実施

2. 指定管理候補者及び選定理由

(1) 指定管理候補者 青葉の瀬管理組合

組合長 渡邊民雄 山都町緑川3715番地1

## （2）選定理由

青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の募集については、公募を行い2団体の応募があった。当該団体はこれまで管理をしてきた経験を有し、奉仕的な姿勢で運営し、熱意をもって管理運営がなされてきた。

申請書類・プレゼンテーション及びヒアリングをもとに「山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」で定める選定の基準に基づいて総合的に審査・選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中432点であり、指定管理候補者として適当であると判断した。

## 3. 提案概要

（1）指定管理料提案価格：4,155千円（税込）

（2）債務負担行為額：4,155千円（税込）

（3）事業計画

- ホームページやイベント情報便りを活用し、リピーターの確保を推進する。
- 一年で最も利用者の少ない時期の対策として、冬場のイベント等（どんどや・猪鍋大会）を計画し、利用増を図る。
- 田植え、稲刈り、椎茸菌打ち、椎茸狩り、栗拾い、たけのこ堀等の体験を行い、都市交流を図る。
- 人気のある弁当の予約販売を維持する。原価計算を考えつつ、地域の食材と季節感を凝らした料理の提供を図る。